

## 改良土等の暫定品質基準

### 1 改良土等の規格

改良土等とは、建設工事に伴い副次的に発生する循環資源(建設発生土及び建設汚泥)を原材料として再資源化施設で製造されている改良土および再生処理土をいう。

### 2 改良土等の品質等

(1) 品質については、次の基準を満たしていること。

試験内容	基準値
締固めた土のコーン指数試験	800kN/m <sup>2</sup> 以上

以下の項目については、各社で生産される改良土等の規格(管理基準)値を提出すること。なお、設定できない項目は「設定なし」でもよい。

試験内容	基準値
土の粒度試験	各社設定 (最大粒径・細粒分含有率)
CBR試験(設計CBR試験)	各社設定
土の含水比試験	各社設定
土の液性・塑性限界試験	各社設定
三軸圧縮試験	各社設定(内部摩擦角)
突固めによる土の締固め試験	—————

※品質試験については、事前に公的試験機関により行い、品質試験成績表を提出すること。このとき、品質試験のための試料採取は、県職員立会のもとに行うこととする。ただし、コーン指数試験及び三軸圧縮試験については、公的試験機関によるものでなくてもよい。

(2) 原料となる循環資源の安全性については、建設汚泥または汚染の可能性のある土壌についてそれぞれ以下の基準を満足すること。

#### ① 建設汚泥

ただし、汚染が想定される次項②の土地で発生する建設汚泥については、②の環境基準の試験を実施すること。

#### 土壌環境基準 (環境安全品質基準)

項 目	環境上の条件(検液 1 ㍉中)
カドミウム	0.003mg以下
鉛	0.01mg以下
六価クロム	0.05mg以下
砒素	0.01mg以下
総水銀	0.0005mg以下
セレン	0.01mg以下
ふっ素	0.8mg以下
ほう素	1mg以下

※建設汚泥での溶出試験が困難な場合は、事前に土壌での溶出試験を実施すること。ただし、建設汚泥となった段階で汚染の可能性があると考えられる場合は建設汚泥での溶出試験も実施すること。

② 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の行われていない土地のうち、特定有害物質による汚染の可能性の考えられる土地を掘削する場合は、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査に準じた溶出試験及び含有量試験を行うこと。

試験の対象物質については、土壤汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に係る基準(土壤汚染対策法施行規則別表3及び4)によるものとし、原則として全ての項目を試験の対象とするが、過去の土地の利用用途等から判断して、明らかに汚染のおそれがない項目については、省略できるものとする。

ただし、地主等が自ら土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査に準じた試験を実施している土地については、その結果を活用することができるものとする。このとき、試験実施後にその土地で特定有害物質による汚染の可能性のある行為をしていないことが条件となる。

### (3) 使用添加剤

プラントで使用する添加剤(固化材)については、生石灰(JIS-R-9001)同等品以上とする。

(注意) 石灰系及びセメント系固化材を使用した改良土等を製造する再資源化施設については、改良土等の六価クロム溶出試験を出荷時毎に行い安全を確認すること。移動式の場合は、土質が変わる毎に溶出試験を実施すること。

## 3 改良土等プラントの要件

プラントは、4の確認を受けた施設とする。

## 4 改良土等プラントの確認

プラントは、県職員による製品及び施設について「改良土等プラント点検基準」により確認を受けるものとする。施設の確認は、岡山県エコ製品認定時及び更新時(5年)とする。

## 5 改良土等プラントでの品質管理

「改良土等プラント点検基準」に従い、品質管理すること。

改良土等使用者等に試験結果の提出を求められたときは、速やかに提出することとする。

## 6 エコ製品認定基準の遵守

エコ製品に認定された改良土等については、品質、安全性を遵守し、試験結果によりこれらを確認した製品についてのみ出荷することとする。

また、年に1度、製品の品質について、県知事に報告するものとする。このとき、品質基準のための試料採取は、原則として県職員の立会のもと行うこととする。安全性については、持ち込み業者等から提出された試験結果等を併せて県知事に提出することとする。

## 附則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。